

平成 24 年 1 月 24 日

長野市上下水道事業管理者
中 村 治 雄 様

長野市上下水道事業経営審議会
会 長 鈴 木 智 弘

下水道使用料について（答申）

平成 23 年 9 月 8 日付けで諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

(案)

諮問事項に対する当審議会の考え方は次のとおりです。

1 下水道事業経営における課題は、企業債元金償還金の増加に伴い、補てん財源が減少することで、健全経営を維持していくためには、一定の利益を生み出し、補てん財源を確保していくことが必要であると考える。

2 下水道事業に要する経費のうち汚水に係る経費については、従来、使用者負担の考え方に基づき、全額使用料で賄うことを原則とし、経費のうち使用料の割合を段階的に高めながら、収支不足額を一般会計繰入金で補ってきた。

しかしながら、分流式下水道を採用している場合には、汚水資本費の一部について一般会計繰入金が認められていることから、上下水道局において、一定の基準に基づき算出する地方交付税措置相当額とする見直しが行われたところである。

これにより、一定の一般会計繰入金が見込まれることから、必要な利益を確保するための適正な使用料水準を検討していく必要がある。

3 上下水道局による5か年間の財政収支計画では、平成24年度から平成26年度までの使用料算定期間においては、補てん財源は減少するものの、現在の企業債借入利率の水準や一般会計繰入金の見直しによる增收見込み等を考慮すると、現時点において使用料を改定する緊急性は低いものと判断される。

4 世界経済の減速及び歴史的な円高水準の中にあって、東日本大震災の影響もあり、かつてない厳しい経済状況の下、使用料の引き上げは、使用者の基本的な生活に関する経済的負担を一層増すこととなり、可能な限り避けるべきであると考えられる。

ついては、今後、社会情勢や経営環境の変化に応じて、使用料を見直していく必要性は認めるものの、今回の見直しでは、据え置くことが適当であると考える。

(案)

以上の考え方に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 下水道使用料について

- (1) 使用料算定期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年間とする。
- (2) 下水道使用料は、据え置きとする。

2 附帯意見

- (1) 下水道事業は建設から維持管理の時代へ移行していくことから、今後は建設コストのみならず、維持管理に係るコストについても、一層のコスト縮減を進め、適正かつ健全な経営の継続に努めること。
- (2) 下水道未接続者への普及啓発活動を積極的に行うことで下水道への接続促進を図り、使用料収入の確保に努めること。
- (3) 累進使用料体系の在り方について、市民生活や経済活動への影響を十分に分析しながら検討を行うこと。
- (4) 今後の使用料の見直しについては、使用者負担を配慮し、水道料金の見直し時期も考えに入れ、概ね5年以内の期間ごとに行うこと。

以上

答申書（案）に対する意見

1 答申書（案）に対するご意見

委員名	ご意見の内容
渡邊委員	第4回長野市上下水道事業経営審議会における決議内容に即しているため、特段の意見はございません。
北沢委員	「考え方」の2 1段目の「下水道事業に要する・・・」2段目の「しかしながら・・・」のつながりが良く分からぬ。
臼井委員	賛成です。この（案）で宜しくお願ひします。
海上委員	答申書（案）の内容で良いと思います。
齋藤委員	審議会の意向を反映しており満足です。見直し期間の概ね5年は空いた数年を経費・経営の改善に充てれば内容は良くなると 思います。

2 修正・追加が必要というご意見

委員名	修正・追加内容	修正・追加すべき理由
	なし	

修正案 答申（案）抜粋

2 下水道事業に要する経費のうち汚水に係る経費については、従来、使用者負担の考え方に基づき、全額使用料で賄うことを原則とし、経費のうち使用料の割合を段階的に高めながら、収支不足額を一般会計繰入金で補ってきた。

このたび、~~しかしながら~~、分流式下水道を採用している場合には、汚水資本費の一部について一般会計繰入金が認められていることから、上下水道局において、一定の基準に基づき算出する地方交付税措置相当額とする見直しが行われたところである。

これにより、一定の一般会計繰入金が見込まれることから、必要な利益を確保するための適正な使用料水準を検討していく必要がある。